平成２９年（フ）第６３１号
千葉市花見川区幕張町６丁目290番地　ベルファースト107号
債務者　中臺　三男
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６３６号
千葉県市原市五井東１丁目11番地５　時田貸家Ｂ－１
債務者　西根　美咲（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６５２号
千葉市美浜区幸町２丁目８番７棟405号
債務者　麻生　英明
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９３号
川崎市中原区丸子通１丁目627番地　サンハイツ　105
債務者　木村　　潤
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０５号
川崎市川崎区渡田１丁目10番18号　サンライズサツキ　103
債務者　中村　美鈴
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
川崎市川崎区渡田東町４番13号
債務者　齋藤　早苗
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１２号
川崎市高津区子母口576番地　サンビーム子母口　305
債務者　山崎　香梨（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
川崎市幸区南加瀬３丁目６番39―505号　萬家第二ビル
債務者　深澤　佳代
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２８号
川崎市川崎区下並木57番地　マンション松葉111
債務者　丸山　朝寛
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３３号
川崎市高津区久末500番地１　アヴニールＢ
債務者　瀧澤　　収
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
川崎市高津区久本３丁目９番６号　リンクスビル　310
債務者　松山　恭志
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
川崎市多摩区中野島３丁目27番11―304号
債務者　溝井　正実
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
川崎市幸区小向仲野町３番６―602号　小向住宅
債務者　伊藤　雅弘
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第２５３号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷２丁目41番20号ニューエイト本郷第５　103号
破産者　横川　辰則
1　主文　当裁判所が平成29年６月26日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都府中市新町１丁目９番地の２たかみ荘Ｂ」とあるのを「千葉県千葉市花見川区幕張本郷２丁目41番20号ニューエイト本郷第５　103号」と更正する。
2　決定年月日　平成29年７月５日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８１号
茨城県水戸市千波町2272番地
破産者　小林　信子
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３９号
群馬県太田市古戸町840番地13
破産者　岡田　斉之
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２８９８号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉１丁目18番地８、前住所大阪市生野区巽中３丁目16番29号
破産者　近田　成久
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部